

令和6年度

集団指導 介護医療院 (運営・算定について)

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

1 介護医療院の主な指摘の内容

2 人員基準

3 運営基準

① 勤務体制の確保等

② 業務継続計画の策定等

③ 利用料等の受領

④ 介護医療院サービスの
取扱方針

⑤ 栄養管理

⑥ 口腔衛生の管理

⑦ 看護及び医学的管理の下
における介護

⑧ 衛生管理等

⑨ 協力医療機関等

⑩ 掲示

⑪ 秘密保持

⑫ 事故発生の防止及び発生
時の対応

⑬ 虐待の防止

⑭ 利用者の安全並びに介護サービスの
質の確保及び職員の負担軽減に資する
方策を検討するための委員会の開催

4 報酬関係

5 まとめ

6 主な法令等

2 介護医療院における主な指摘事項

主な指摘事項
勤務体制を確保すること。 (勤務表を作成していない等)
身体拘束等の取扱いについて適正に行うこと。 (緊急やむを得ない理由を記載していない等)
秘密保持のために必要な措置を講じること。 (入院患者の同意を得ていない等)
事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 (事故発生後に区市町村に報告を行っていない等)
口腔衛生管理加算の算定等について、誤りがあるので、是正すること。

3 人員基準

＜職種・施設ごとの入所者数 対 従業者数の配置基準＞

	介護医療院(Ⅰ)	介護医療院(Ⅱ)	医療機関併設型介護医療院(Ⅰ)	医療機関併設型介護医療院(Ⅱ)	併設型小規模介護医療院(Ⅰ)(Ⅱ)
医師	48対1 (3以上)	100対1 (1以上)	48対1	100対1	併設される医療機関の医師により、当該介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができる
薬剤師	150対1	300対1	150対1	300対1	併設される医療機関の職員(病院の場合にあっては、医師又は薬剤師。診療所の場合にあっては医師)により、当該介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができる
看護師又は准看護師	6対1		6対1		6対1

3 人員基準

	介護医療院(Ⅰ)	介護医療院(Ⅱ)	医療機関併設型介護医療院(Ⅰ)	医療機関併設型介護医療院(Ⅱ)	併設型小規模介護医療院(Ⅰ)(Ⅱ)
介護職員	5対1	6対1	5対1	6対1	6対1
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	相当数		相当数		併設される医療機関の職員(病院の場合にあっては医師又は理学療法士等。診療所の場合にあっては医師)により、当該介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは置かないことができる
栄養士又は管理栄養士	定員100以上で1人		定員100以上で1人		併設医療機関に配置されている栄養士又は管理栄養士による栄養管理が、当該介護医療院の入所者に適切に行われると認められるときは置かないことができる

3 人員基準

	介護医療院 (Ⅰ)(Ⅱ)	医療機関併設型介護医 療院(Ⅰ)(Ⅱ)	併設型小規模介護医療院 (Ⅰ)(Ⅱ)
介護支援専門 員	100対1(1以上)	100対1(1以上)	適当数
診療放射線技 師	適当数	併設施設との職員の兼 務を行うこと等により適 正なサービスを確保で きる場合にあっては、配 置しない場合があっても 差し支えない	併設施設との職員の兼 務を行うこと等により適 正なサービスを確保で きる場合にあっては、配 置しない場合があっても 差し支えない
調理員、事務 員その他の従 業者	適当数	併設施設との職員の兼 務や業務委託を行うこと 等により適正なサービ スを確保できる場合に あっては、配置しない場 合があっても差し支えな い	併設施設との職員の兼 務や業務委託を行うこと 等により適正なサービ スを確保できる場合に あっては、配置しない場 合があっても差し支えな い

4 運営基準 ① 勤務体制の確保等

<勤務表>

- ① 月ごと療養棟ごとに作成を行うこと。
 - ② 日々の勤務時間を明確に記載すること。
- ◆ 人員基準を満たしていることが確認できるように作成すること。

<研修の機会の確保>

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 運営基準 ① 勤務体制の確保等

＜セクハラ・パワハラを防止するための措置＞

- ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

- ② 相談に対応する担当者を定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

4 運営基準 ② 業務継続計画の策定等

<目的>

感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して介護医療院サービスの提供を受けられるようにするため。

<業務継続計画の策定>

① 感染症に係る業務継続計画

- ◆ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ◆ 初動対応
- ◆ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画

- ◆ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ◆ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ◆ 他施設及び地域との連携

4 運営基準 ② 業務継続計画の策定等

<研修>

- ① 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。
- ② 定期的(年2回以上)な教育を開催すること。
- ③ 新規採用時には別に研修を実施すること。
- ④ 研修の実施内容を記録すること。

<訓練>

- ① 業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行うこと。
- ② 定期的(年2回以上)に実施すること。

4 運営基準 ③ 利用料等の受領

<規則で定める費用>

- ① 食事の提供に要する費用
 - ② 居住に要する費用
 - ③ 入所者が選定する特別な療養室の提供に伴い必要となる費用
 - ④ 入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
 - ⑤ 理美容に要する費用
 - ⑥ 介護医療院サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その入所者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費)
- ◆ 入所者又はその家族に対し、当該介護医療院サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ること。
 - ◆ 特に①～④については、文書により入所者の同意を得ること。

4 運営基準 ③ 利用料等の受領

＜その他の日常生活費＞

- ① 入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ② 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ③ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
 - ④ 預り金の出納管理に係る費用
 - ⑤ 私物の洗濯代
- ◆ 利用者等又はその家族等の自由な選択に基づくこと。
 - ◆ 利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得ること。
 - ◆ 運営規程に対象となる便宜及びその額を定め、施設の見やすい場所に掲示すること。

4 運営基準 ④ 介護医療院サービスの取扱方針

<身体的拘束等>

- ① 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行わないこと。
- ② 身体的拘束等を行う場合は、
 - ◆ その態様及び時間
 - ◆ その際の入所者の心身の状況
 - ◆ 緊急やむを得ない理由(具体的に)

・・・について医師が診療録に記載すること。

4 運営基準 ④ 介護医療院サービスの取扱方針 ＜身体的拘束等＞

その他以下の措置を講じること。

- ① 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること(テレビ電話装置等の活用も可能)。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。

◆基準を満たしていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。

4 運営基準 ⑤ 栄養管理

<目的>

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするため。

<手順>

- ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握すること。
- ② 医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。
- ④ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。

※基準を満たしていない場合、栄養管理に係る減算の対象となる。

4 運営基準 ⑥ 口腔衛生の管理

<目的>

入所者の口腔の健康の保持を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするため。

<手順>

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ② 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③ ①の技術的助言及び指導に基づき、(1)助言を行った歯科医師(2)歯科医師からの助言の要点(3)具体的方策(4)当該施設における実施目標(5)留意事項・特記事項、を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと¹⁶

4 運営基準 ⑦ 看護及び医学的管理の下における介護

<入浴または清拭>

一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭すること。

<褥瘡対策>

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。

- ① 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価を行う。
- ② ※施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい)を決めておく。
- ③ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。
- ④ 褥瘡対策のための指針を整備する。
- ⑤ 介護職員等に対し褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。

※担当者としての職務に支障がなければ、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務可。

4 運営基準 ⑧ 衛生管理等

<感染対策委員会>

- ① 幅広い職種（例えば、当該施設の管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員）により構成すること。
- ② 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、※専任の感染対策を担当する者を決めておくこと。
- ③ 入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。

※担当者としての職務に支障がなければ、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務可。

4 運営基準 ⑧ 衛生管理等

<指針の整備>

① 平常時の対策

- ◆ 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)
- ◆ 日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなど)の取り決め)。
- ◆ 手洗いの基本
- ◆ 早期発見のための日常の観察項目

② 発生時の対応

- ◆ 発生状況の把握
- ◆ 感染拡大の防止
- ◆ 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携。
- ◆ 医療処置・行政への報告。
- ◆ 発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制

4 運営基準 ⑧ 衛生管理等

<研修>

- ① 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。
- ② 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
- ③ 定期的(年2回以上)な教育を開催すること。
- ④ 新規採用時には必ず感染対策研修を実施すること。
- ⑤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。
- ⑥ 研修の実施内容を記録すること。

4 運営基準 ⑧ 衛生管理等

<訓練>

- ① 感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。
- ② 定期的(年2回以上)に実施すること。

4 運営基準 ⑨ 協力医療機関等

＜協力医療機関の設定＞

- ① 入所者の病状の急変等に対応するための協力医療機関を予め定めておくこと。
 - ② 新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。
 - ③ 歯科医療の確保の観点から予め協力歯科医療機関を定めておくこと。
- ◆ 協力医療機関の選定に当たっては、必要に応じ、地域の関係団体の協力を得て行い、介護医療院から近距離にあることが望ましい。

＜新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携＞

- ① 入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくこと。
- ② 流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表4か月程度から6カ月程度経過後）において、入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことを想定して取り決めること。

〈協力医療機関との連携体制の構築〉

〈概要〉

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。

〈基準〉

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける
(経過措置 3年間 令和9年3月31日までの間は、努力義務)

協力医療機関の要件

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（③は病院に限る）

※複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。

〈協力医療機関との連携体制の構築〉

〈基準〉（続き）

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認し、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努める

→協力医療機関の届出について、要領別紙様式1「協力医療機関に関する届出書」により、新たに、協力医療機関の名称、対応確認日等について、都知事への報告が必要となります。各施設におかれましては、規則第9条の2の要件を満たす協力医療機関を確保し、対応方法の確認が終了した時点で届出書を御提出ください。

ただし、令和7年2月末時点で、当該協力医療機関を確保できていない場合は、令和7年3月10日（月曜日）【必着】までに、届出書の「施設基準第1号、第2号及び第3号の規定を満たす協力医療機関を定めていない場合」欄に必要事項を記載し、高齢者施策推進部施設支援課まで届出書を御提出ください。

4 運営基準 ⑩ 揭示

<概要>

- ① 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を介護医療院の見やすい場所に掲示すること。
- ② 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。
- ③ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護医療院内に備え付けることで掲示に代えることができること。
- ④ 重要事項を介護医療院のホームページ等又は介護サービス情報公表システムウェブサイトに掲載すること。

4 運営基準 ⑪ 秘密保持

<概要>

- ① 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
 - ◆(例) 当該介護医療院の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く等。
- ② 居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ること。

4 運営基準 ⑫ 事故発生の防止及び発生時の対応

<指針の整備>

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止の為の委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例、現状を放置しておく
と介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に
係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

4 運営基準 ⑫ 事故発生の防止及び発生時の対応

＜事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底＞

- ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること
- ② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ③ 事故防止検討委員会において、上記により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ防止策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
- ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

4 運営基準 ⑫ 事故発生の防止及び発生時の対応

<事故防止検討委員会>

幅広い職種(例えば、当該施設の管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。

<研修>

- ① 内容は、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、介護医療院における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。
- ② 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
- ③ 定期的な教育(年2回以上)を開催すること。
- ④ 新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること。
- ⑤ 研修の実施内容について記録すること。

4 運営基準 ⑫ 事故発生の防止及び発生時の対応

<担当者>

- ① 前述の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと
- ② 事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同じの従業員が務めることが望ましい。

- ◆ 同一事業所内での複数担当の兼務や他の施設・事業者等との担当の兼務については担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。
- ◆ 日常的に兼務先の各施設、事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられるものを選任すること。

※基準を満たしていない場合、安全管理体制未実施減算の対象となる

4 運営基準 ⑬ 虐待の防止

<目的>

虐待の発生及び再発を防止し、入所者の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため。

<虐待防止検討委員会>

- ① 管理者を含む幅広い職種で構成すること。
- ② 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催すること。
- ③ 以下のような事項について検討し、そこで得た結果について従業者に周知徹底を図ること(次の画面を参照)。

4 運営基準 ⑬ 虐待の防止

＜委員会での検討事項＞

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 上記の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 運営基準 ⑬ 虐待の防止

＜虐待防止のための指針＞

次のような項目を盛り込むこと。

- ① 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4 運営基準 ⑬ 虐待の防止

<研修>

- ① 内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該介護医療院における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。
- ② 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
- ③ 定期的な研修(年2回以上)を実施すること。
- ④ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
- ⑤ 研修の実施内容について記録すること。

<担当者の設置>

前述の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

4 運営基準 ⑭ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催

<概要>

生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、施設の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備することを目的とした、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

※本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えない。

4 運営基準 ⑭ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催

<開催方式>

- ①定期的に開催すること。
- ②リモート活用可。
- ③他の事業運営に関する会議との一体的な設置・運営可。
- ④他のサービス事業者との連携による設置運営可。

※令和9年3月31日までの間は、努力義務

【参考：介護分野の生産性向上～お知らせ～（厚生労働省）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

5 報酬関係 ① 介護給付費の算定

<介護給付費算定の注意点>

算定に係る従業者の勤務状況や入所者等の割合を常に把握しておくこと。

(例)

- ◆定員超過、人員欠如状態になっていないか。
- ◆重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者、喀痰(かたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者、ターミナルケアを実施している入所者の人数と割合を確認しているか。

5 報酬関係 ② 加算の算定

<加算の算定における注意点>

事前に加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておくこと。

① 要件の確認

◆加算を算定する前には要件及び要件を満たしているかどうかを必ず確認すること。

② 加算の意義

◆加算の趣旨を考察すること。

<<加算を適切に算定していない場合、返還となります>>

5 報酬関係 ③ 加算の算定

<科学的介護推進体制加算>

(算定要件)

- ① 利用者ごとの情報を、厚生労働省に提出していること。
- ② 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって情報を活用していること。

(ポイント)

- ◆ 厚生労働省への情報提出は科学的介護情報システム(LIFE) を用いて行うとともに、PDCAサイクルの取り組みが必要

「令和3年3月16日付老老発第4号 科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方、並びに事務処理手順、及び様式例の掲示について」参照

- ◆ 以下加算もLIFEによる情報提出・PDCAサイクルの取り組みが算定要件
「褥瘡対策指導管理」「排せつ支援加算」「自立支援促進加算」
「薬剤管理指導の注2の加算」「栄養マネジメント強化加算」「口腔衛生管理加算」

5 報酬関係 ④ 指摘事項例

<例1 退所時指導加算の算定について>

① 算定要件を確認

- ◆ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所時に、当該入所者等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に算定すること。

② 算定の根拠書類を確認

- ◆ 退所後の入所者の生活場所が分かる書類を確認すること。

③ 算定要件を満たしているか確認

- ◆ 当該介護医療院退所後に別の介護保険施設に入所していないか確認すること。
→入所していた場合は返還

5 報酬関係 ⑤ 指摘事項例

<例2 理学療法に係る加算の算定について>

① 算定要件を確認

- ◆ 専従する常勤の理学療法士を2名以上配置すること。

② 算定の根拠書類を確認

- ◆ 勤務表等を確認すること。

③ 算定要件を満たしているか確認

- ◆ 理学療法士が2名勤務していない日に加算を算定していないか確認すること。
→加算していた場合は返還

6 まとめ

- ① 法令・基準を見る習慣付け
- ② 各種計画に基づくサービス提供
- ③ 記録・保存の必要性・重要性
- ④ 加算の算定要件の確認及び意義の考察

◆より良いサービスの心掛けをお願いします！！

7 主な法令等

◆条例

- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月30日条例第51号）

◆規則

- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年3月30日規則第42号）

◆要領

- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領（平成30年5月8日30福保高施第54号）

◆報酬基準等

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第21号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

7 主な法令等

◆参考規定のURL等

(1) 令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(2) 令和6年度介護報酬改定Q & A (Vol. 1) ~ (Vol.8)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(3) 介護サービス関係Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

(4) 参考文献：介護報酬の解釈 (1) ~ (3)